

もっと価値ある明日のために

～ 全国労働衛生週間に向けて取り組んで欲しいこと～

大淀労働基準監督署 監督・安衛課
川上 友幸

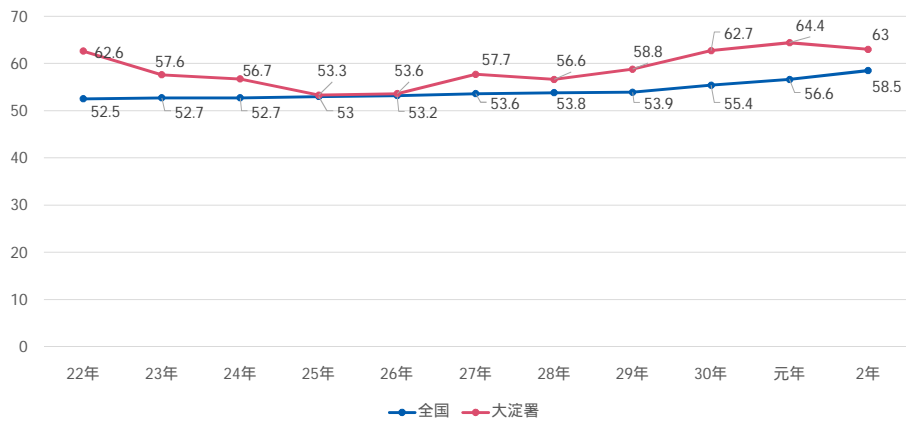
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明の内容

- ・ 定期健康診断の有所見者の状況
- ・ 定期健康診断における有所見率の改善のために取り組んで欲しいこと
- ・ 最近の法改正から
(金属アーク溶接等作業について)

定期健康診断有所見率の推移

全国と大淀署の定期健康診断の有所見率比較



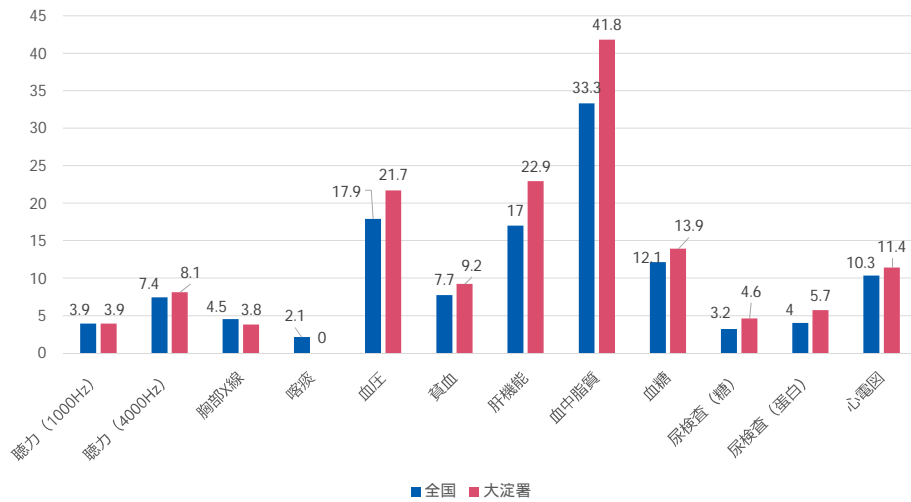
3

定期健康診断有所見率ランキング

順位	都道府県	有所見率 (%)	16	岡山	59	32	栃木	60.8
1	滋賀	52	17	福島	59.1	33	福井	60.8
2	三重	53.6	18	岐阜	59.1	34	茨城	60.9
3	愛知	54.6	19	和歌山	59.1	35	富山	61.2
4	新潟	55.8	20	福岡	59.1	36	山梨	61.3
5	千葉	56	21	鳥取	59.3	37	北海道	61.7
6	石川	56.1	22	鹿児島	59.3	38	佐賀	61.7
7	東京	56.3	23	大分	59.4	39	島根	62.9
8	宮崎	56.7	24	奈良	59.8	40	高知	63.1
9	山口	56.9	25	群馬	59.9	41	宮城	63.6
10	大阪	57.3	26	静岡	60.2	42	長崎	63.7
11	兵庫	57.5	27	徳島	60.2	43	岩手	63.8
12	愛媛	57.7	28	埼玉	60.4	44	青森	66.3
13	長野	58.1	29	広島	60.5	45	山形	68
14	神奈川	58.2	30	熊本	60.5	46	秋田	68.8
15	香川	58.3	31	京都	60.7	47	沖縄	69.5

4

項目別有所見率の現状



5

1 衛生委員会等における調査審議

【労働安全衛生法第18条第1項、労働安全衛生規則第22条】

事業者は、衛生委員会又は安全衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について、調査審議させなければなりません。

具体的には、

定期健康診断の結果

その結果に対する対策の樹立に関すること

労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること

等について、調査審議を行う必要があります。

6

2 健康診断の結果について医師等からの意見聴取

【労働安全衛生法第66条の4】

事業者は、定期健康診断の結果、当該検査項目に異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（産業医）又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。

（歯科医師からの意見聴取は、塩酸・硫酸等有害物のガス等が発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を実施した結果、異常所見があると診断された場合に限りです。）

7

2 健康診断の結果について医師等からの意見聴取

【労働安全衛生法第66条の4】

なお、ここでいう「意見」の内容とは、以下の3区分のことです。

- 通常勤務（通常の勤務が可能なもの）
- 就業制限（勤務に制限を加える必要があるもの）
- 要休業（勤務を休ませる必要があるもの）

また、その聴取した医師等の意見については、各健康診断個人票に記載しなければなりません。

8

3 健康診断実施後の措置

【労働安全衛生法第66条の5】

事業者は、先ほどの医師等から聴取した意見を勘案し、必要があると認められる場合には、当該労働者の実情を考慮して、

就業場所の変更
作業の転換
所定労働時間の短縮
時間外・休日・深夜労働の制限
出張業務の制限 等

の業務負担を軽減する措置を講じなければなりません。

また、作業環境等に問題が認められる場合には、作業環境測定の実施、施設・設備の設置・整備等の措置を講じなければなりません。

9

4 健康診断の結果の通知

【労働安全衛生法第66条の6】

労働者自身が、主体的に健康の保持増進のための取組を図るためには、自らの健康状態を正確に把握しておく必要があることから、事業者は、定期健康診断を実施した労働者に対し、所見の有無にかかわらず、その結果を遅滞なく通知しなければなりません。

なお、健康診断の結果は個人情報にも当たるため、本人以外の第三者に情報が漏れることのないよう十分な配慮と情報の管理が必要です。よって、事業者や衛生管理者、その他衛生管理のスタッフにおいては、労働者個人ごとの健康診断結果の内容等について、慎重な取扱いが求められます。

10

5 保健指導

【労働安全衛生法第66条の7】

事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められた労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

なお、保健指導の内容としては、食生活の改善、運動の励行等日常生活面に対する指導のほか、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等が含まれます。

11

6 健康教育等

【労働安全衛生法第69条】

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談、その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければなりません。

なお、健康教育等は、有所見者のみならず、毎年検査値が悪化している等、将来的に有所見者となることが懸念される労働者に対しても、その実施対象に含めるべきものです。

事業場における労働者の健康の保持増進のための指針



12

7 まとめ

定期健康診断の有所見率の改善のためには、労使が共通認識・共通目標を持って、一体となって各種対策に取り組む必要がある訳ですが、特に労働者の生活改善に関する指導・教育を行う場合には、以下の3つの重点改善項目について留意の上、労働者の意識改革・動機付けを図る必要があります。

食生活の改善

- ・・・1日3食、カロリー・栄養のバランスを考えた食事を摂取すること。

飲酒・喫煙習慣の改善

- ・・・とりわけ有所見者においては、禁酒・禁煙を心掛けること。

(完全なる禁酒・禁煙が無理な場合には、その摂取量の制限を図ること。)

運動の改善

- ・・・1日最低20～30分間の歩行、又は同程度の運動(有酸素運動)を励行すること。

13

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられました

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業場
屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う事業場

健康労働省


金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業場

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	<p>・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 - 令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。</p>				溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)				換気風量の増加その他必要な措置 (4/1~)			
特定化学物質作業主任者の選任					選任義務 (4/1~)				再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	実施義務 (4/1~)								フィットテストの実施 (4/1~)			



15

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う事業場

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務 (4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1~)							



16